

令和 6 年

第 4 回小山市議会定例会
議 案 書

小 山 市

令和 6 年第 4 回小山市議会定例会付議事件表

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 6 8 号	令和 6 年度小山市一般会計補正予算（第 3 号）	5
議 案 第 6 9 号	令和 6 年度小山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 6
議 案 第 7 0 号	令和 5 年度小山市一般会計歳入歳出決算の認定について	3 2
議 案 第 7 1 号	令和 5 年度小山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3 3
議 案 第 7 2 号	令和 5 年度小山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3 4
議 案 第 7 3 号	令和 5 年度小山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	3 5
議 案 第 7 4 号	令和 5 年度小山市病院事業債管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 6
議 案 第 7 5 号	令和 5 年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 7
議 案 第 7 6 号	令和 5 年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について	3 8
議 案 第 7 7 号	令和 5 年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 9
議 案 第 7 8 号	令和 5 年度小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 0
議 案 第 7 9 号	令和 5 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 1
議 案 第 8 0 号	令和 5 年度小山市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	4 2
議 案 第 8 1 号	令和 5 年度小山市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	4 3
議 案 第 8 2 号	小山市税条例の一部改正について	4 4
議 案 第 8 3 号	小山市都市計画税条例の一部改正について	5 1
議 案 第 8 4 号	小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	5 6
議 案 第 8 5 号	小山市国民健康保険条例の一部改正について	6 3
議 案 第 8 6 号	小山市保育所条例の一部改正について	6 5

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 8 7 号	指定管理者の指定について	6 7
議 案 第 8 8 号	栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	6 8
報 告 第 1 3 号	専決処分の報告について	7 0
報 告 第 1 4 号	令和5年度小山市一般会計継続費の精算報告について	8 0
報 告 第 1 5 号	令和5年度小山市下水道事業会計継続費の精算報告について	8 2
報 告 第 1 6 号	令和5年度小山市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	8 4

令和 6 年度小山市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度小山市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 6，1 5 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 3，4 9 6，6 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の追加）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,319,684	17,018	12,336,702
	2 国庫補助金	3,406,226	17,018	3,423,244
16 県支出金		5,736,894	7,083	5,743,977
	2 県補助金	1,516,917	5,512	1,522,429
	3 委託金	549,164	1,571	550,735
20 繰越金		500,000	149,493	649,493
	1 繰越金	500,000	149,493	649,493
21 諸収入		3,171,705	192,560	3,364,265
	5 雑入	393,207	192,560	585,767
歳入合計		73,130,535	366,154	73,496,689

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		11,552,736	740	11,553,476
	1 総 務 管 理 費	10,136,794	15,350	10,152,144
	2 徴 税 費	538,358	△19,500	518,858
	3 戸籍住民基本台帳費	660,932	3,319	664,251
	4 選 挙 費	145,239	1,571	146,810
3 民 生 費		26,523,639	18,002	26,541,641
	1 社 会 福 祉 費	10,279,101	10,000	10,289,101
	2 児 童 福 祉 費	13,630,133	6,268	13,636,401
	3 生 活 保 護 費	2,614,405	1,734	2,616,139
4 衛 生 費		6,663,674	279,584	6,943,258
	1 保 健 衛 生 費	5,829,529	279,584	6,109,113
6 農 林 水 産 業 費		1,427,307	11,128	1,438,435
	1 農 業 費	1,407,440	11,128	1,418,568
7 商 工 費		3,352,304	20,000	3,372,304
	1 商 工 費	3,352,304	20,000	3,372,304
8 土 木 費		8,146,812	36,700	8,183,512
	4 都 市 計 画 費	4,536,262	36,700	4,572,962
歳 出 合 計		73,130,535	366,154	73,496,689

第2表 繰越明許費

No.	款		項		事業名	金額
1	8	土木費	4	都市計画費	公園管理事業	千円 36,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

No.	事 項	期 間	限 度 額
			千円
23	広 報 お や ま の 印 刷	令和6年度 ～ 令和7年度	18,500
24	登 記 課 税 連 携 シ ス テ ム 賃 貸 借	令和6年度 ～ 令和13年度	24,100
25	学童保育館指定管理者制度に伴う管理経費 (大谷北小第二学童保育館、 【仮称】新・羽川小学童保育館)	令和6年度 ～ 令和7年度	51,685
26	公 立 保 育 所 調 理 業 務 民 間 委 託 (絹・出井・城北保育所)	令和6年度 ～ 令和8年度	100,000
27	小中学校外国語指導助手(A L T)配置事業	令和6年度 ～ 令和9年度	440,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 総務費補助金	10,000	○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (給付金・定額減税一体支援枠分)	
1. 社会福祉費補助金	750	○生活保護受給者就労支援事業費補助金	
2. 児童福祉費補助金	6,268	○児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金	
1. 農業費補助金	5,512	○県土地改良事業費補助金	4,925
		○環境保全型農業直接支払補助金	587
3. 選挙費委託金	1,571	○栃木県知事選挙委託金	
1. 前年度繰越金	149,493	○前年度繰越金	
3. 衛生費雑入	192,560	○新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2. 総 務 費	11,552,736	740	11,553,476	1,571	△831
1. 総務管理費	10,136,794	15,350	10,152,144		15,350
1. 一般管理費	3,069,757	259	3,070,016		259
4. 財産管理費	705,802	2,533	708,335		2,533
7. 企画調整費	4,154,079	10,000	4,164,079		10,000
8. 市民会館費	136,853	2,558	139,411		2,558
2. 徴 税 費	538,358	△19,500	518,858		△19,500
2. 賦課徴収費	138,257	△19,500	118,757		△19,500
3. 戸籍住民基本台帳費	660,932	3,319	664,251		3,319
1. 戸籍住民基本台帳費	660,932	3,319	664,251		3,319
4. 選 挙 費	145,239	1,571	146,810	1,571	0
3. 栃木県知事選挙費	58,701	1,571	60,272	1,571	0

2. 総務費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		特定財源内訳 県支出金 1,571
12. 委 託 料	259	○職員研修費
11. 役 務 費	451	○庁舎等管理費
13. 使用料及び 賃 借 料	582	
18. 負担金補助 及び交付金	1,500	
12. 委 託 料	10,000	○公共施設等有効活用推進事業費
10. 需 用 費	2,558	○市民会館管理運営費
12. 委 託 料	△19,500	○評価及び画地条件調査業務費
12. 委 託 料	509	○小山東出張所管理運営費
13. 使用料及び 賃 借 料	62	
17. 備品購入費	2,748	
		特定財源内訳 県支出金 1,571
		特定財源内訳 県支出金 1,571
11. 役 務 費	1,571	○栃木県知事選挙事務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
3. 民 生 費	26,523,639	18,002	26,541,641	17,018	984
1. 社会福祉費	10,279,101	10,000	10,289,101	10,000	0
1. 社会福祉総務費	1,904,742	10,000	1,914,742	10,000	0
2. 児童福祉費	13,630,133	6,268	13,636,401	6,268	0
1. 児童福祉総務費	4,131,838	6,268	4,138,106	6,268	0
3. 生活保護費	2,614,405	1,734	2,616,139	750	984
1. 生活保護総務費	173,905	1,734	175,639	750	984

3. 民生費

[illegible]

4. 衛生費

節		説 明
区 分	金 額	
		特定財源内訳 諸収入 192,560
		特定財源内訳 諸収入 192,560
		特定財源内訳 諸収入 192,560
10. 需 用 費	876	○予防接種費
11. 役 務 費	3,723	
12. 委 託 料	266,725	
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	8,260	

6. 農林水産業費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 県支出金	5,512
		特定財源内訳 県支出金	5,512
18. 負担金補助及び交付金	1,440	○環境にやさしい農業推進事業費	
		特定財源内訳 県支出金	5,512
18. 負担金補助及び交付金	9,688	○県単独土地改良事業費	8,905
		○環境保全型農業推進事業費	783

7. 商工費

節		説明
区 分	金 額	
18. 負担金補助及び交付金	20,000	○中小企業等省エネルギー設備導入支援事業費

8. 土木費

節		説 明	
区 分	金 額		
13. 使用料及び 賃借料	700	○公園管理事業費	
14. 工事請負費	36,000		
		特定財源内訳 国庫支出金 17,018 県支出金 7,083 諸収入 192,560	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

No.	事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
			支出(見込)額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般 財源
			期間	金額	期間	金額	国・県	地方債	その他	
128	広 報 お や ま の 印 刷	18,500		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	18,500	—	—	—	18,500
129	登記課税連携システム賃貸借	24,100		—	令和 6年度 ～ 令和 13年度	24,100	—	—	—	24,100
130	学童保育館指定管理者制度に伴う管理経費(大谷北小第二学童保育館、【仮称】新・羽川小学童保育館)	51,685		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	51,685	34,456	—	—	17,229
131	公立保育所調理業務民間委託(絹・出井・城北保育所)	100,000		—	令和 6年度 ～ 令和 8年度	100,000	—	—	—	100,000
132	小中学校外国語指導助手(A L T)配置事業	440,000		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	440,000	—	—	—	440,000

令和 6 年度小山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度小山市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 9, 5 2 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 3 3 7, 5 2 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		20,501	239,523	260,024
	1 繰越金	20,501	239,523	260,024
歳入合計		12,098,000	239,523	12,337,523

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		26,610	239,523	266,133
	1 償還金及び還付加算金	26,600	239,523	266,123
歳出合計		12,098,000	239,523	12,337,523

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1. 繰越金	239,523	○精算返納分

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
7. 諸 支 出 金	26,610	239,523	266,133		239,523
1. 償還金及び還付加 算金	26,600	239,523	266,123		239,523
2. 償 還 金	20,500	239,523	260,023		239,523
歳 出 合 計	12,098,000	239,523	12,337,523		239,523

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
22. 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	239,523	○償還金

令和 5 年度小山市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度小山市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて
認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5
年度小山市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるため、提案するも
のである。

令和 5 年度小山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度小山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるため、提案するものである。

令和 5 年度小山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度小山市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるため、提案するものである。

令和 5 年度小山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度小山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるため、提案するものである。

令和 5 年度小山市病院事業債管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度小山市病院事業債管理事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小山市病院事業債管理事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求め
るため、提案するものである。

令和 5 年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるため、提案するものである。

令和 5 年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるため、提案するものである。

令和 5 年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるため、提案するものである。

令和 5 年度小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるため、提案するものである。

令和 5 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるため、提案するものである。

令和 5 年度小山市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 5 年度小山市水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、令和 5 年度小山市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項及び第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度小山市水道事業会計の利益の処分及び決算について、議会の議決及び認定を求めるため、提案するものである。

令和 5 年度小山市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 5 年度小山市下水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、令和 5 年度小山市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項及び第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度小山市下水道事業会計の利益の処分及び決算について、議会の議決及び認定を求めるため、提案するものである。

小山市税条例の一部改正について

小山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い、新たな公益信託制度の創設に伴う規定の整備のほか、再生可能エネルギー発電設備やオープンスペース化された土地や家屋等に係る税軽減措置に関する規定の追加等が行われたことから、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市税条例の一部を改正する条例

小山市税条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。	（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) 略

(3) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託(受益の範囲が市内に限られるものに限る。)の信託財産とするために支出した金銭

(4)・(5) 略

2 略

(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとするものは、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医

(1)・(2) 略

(3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託(受益の範囲が市内に限られるものに限る。)の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(4)・(5) 略

2 略

(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的

療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付し

医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付し

て、市長に提出しなければならない。
い。

(1)～(6) 略

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第5条 略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第5条の2 当分の間、租税特別措置法

第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で

て、市長に提出しなければならない。
い。

(1)～(6) 略

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第5条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で

定める割合)	定める割合)
第11条の2 略	第11条の2 略
2～6 略	2～6 略
	<u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について条例で定める割合は、7分の6とする。</u>
<u>7～15</u> 略	8～16 略
	<u>17 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
<u>16～18</u> 略	<u>18～20</u> 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第5条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の小山市税条例第34条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小山市税条例の規

定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

小山市都市計画税条例の一部改正について

小山市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い、オープンスペース化された土地や家屋等に係る税軽減措置に関する規定の追加等が行われたことから、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市都市計画税条例の一部を改正する条例

小山市都市計画税条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～3 略 4～6 略 7 附則第5項の規定の適用を受ける宅 地等に係る令和6年度から令和8年度 までの各年度分の宅地等調整都市計 画税額は、当該宅地等調整都市計画 税額が、当該宅地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべ き価格に10分の2を乗じて得た額(当 該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3(第18項を除 く。)又は附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等で あるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅 地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき額とした場合 における都市計画税額に満たない場 合には、<u>附則第5項</u>の規定にかかわら ず、当該都市計画税額とする。	附 則 1～3 略 <u>(法附則第15条第38項の条例で定める 割合)</u> <u>4 法附則第15条第38項に規定する条例 で定める割合は、2分の1とする。</u> 5～7 略 8 附則第6項の規定の適用を受ける宅 地等に係る令和6年度から令和8年度 までの各年度分の宅地等調整都市計 画税額は、当該宅地等調整都市計画 税額が、当該宅地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべ き価格に10分の2を乗じて得た額(当 該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3(第18項を除 く。)又は附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等で あるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅 地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき額とした場合 における都市計画税額に満たない場 合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわら ず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき

額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10・11 略

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

13 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11・12 略

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

14 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2

規定するところによる。 <u>14・15</u> 略	第1項に規定するところによる。 <u>15・16</u> 略
-------------------------------	-----------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小山市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市間々田市民交流センター、小山市小山城南市民交流センター及び小山市桑市民交流センターの施設使用料を改定することに伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後											
別表(第3条、第8条関係)					別表(第3条、第8条関係)											
1 小山市間々田市民交流センター					1 小山市間々田市民交流センター											
(1) 研修室等					(1) 研修室等											
施設の区分及び名称		使用料の区分及び額(円)			施設の区分及び名称		使用料の区分及び額(円)									
		9時～12時30分	13時～17時	18時～21時30分			9時～12時30分	13時～17時	18時～21時30分							
1階	多目的ホール1	400	400	400	1階	多目的ホール1	600	600	600							
	多目的ホール2	200	200	200		1階	多目的ホール2	300	300	300						
	多目的ホール3	200	200	200			1階	多目的ホール3	300	300	300					
	運動実習室	400	400	400				1階	運動実習室	600	600	600				
2階	研修室1	300	300	300	2階				研修室1	450	450	450				
	研修室2	400	400	400		2階			研修室2	600	600	600				
	研修室3	200	200	200			2階		研修室3	270	270	270				
	研修室4	200	200	200				2階	研修室4	270	270	270				
	和室1	100	100	100					2階	和室	240	240	240			
	和室2	100	100	100						2階						
	略										2階	略				
	工作室	300	300	300								2階	工作室	370	370	370
	陶芸窯室	200	200	200									2階	陶芸窯室	260	260
備考																
1 入場料若しくは教授料を徴収する																

場合又は主たる使用目的に付随して展示物等の販売を行う場合の使用料は、規定の使用料の2倍の額とする。

2 市民等(市民並びに栃木市、下野市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、茨城県結城市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者をいう。以下同じ。)以外の者が使用する場合の使用料は、規定の使用料の2倍の額とする。

3 備考1及び2のいずれにも該当する場合の使用料は、規定の使用料の4倍の額とする。

4 使用時間の延長許可を受けて使用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たない場合及び1時間に満たない端数の時間は1時間とする。)につき規定の使用料の4割の額とする。

(2) 運動場等

施設の区分及び名称			使用料の区分及び額(円)	
			2時間	1日
屋外	野球(ソフト	1面	400	2,000
	ボール)場	2面	800	4,000
	サッカー場		800	4,000
	陸上競技場		800	4,000
	グラウンド・ゴルフ		100	500

(2) 運動場等

施設の区分及び名称			使用料の区分及び額(円)
屋外	野球(ソフト	1面	600
	ボール)場	2面	1,120
	サッカー場		1,120
	陸上競技場		1,120
	グラウンド・ゴルフ		150

フ場		
交流広場	100	500

備考

- 1 1日として使用する場合は、使用時間は、8時から18時までとする。
- 2 市民等以外の者が使用する場合は、規定の使用料の2倍の額とする。

2 小山市小山城南市民交流センター

(1) 研修室等

施設の区分及び名称		使用料の区分及び額(円)		
		9時～12時30分	13時～16時30分	17時～21時
1	研修室1	200	200	200

フ場		
交流広場		150

備考

- 1 入場料若しくは教授料を徴収する場合又は主たる使用目的に付随して展示物等の販売を行う場合の研修室等及び運動場等の使用料は、規定の使用料の2倍の額とする。
- 2 市民等(市民並びに栃木市、下野市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、茨城県結城市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者をいう。)以外の者が使用する場合は、研修室等及び運動場等の使用料は、規定の使用料の2倍の額とする。
- 3 備考1及び2のいずれにも該当する場合の使用料は、規定の使用料の4倍の額とする。
- 4 運動場等を使用できる時間は8時から18時までとし、1回の使用時間は2時間とする。

2 小山市小山城南市民交流センター

(1) 研修室等

施設の区分及び名称		使用料の区分及び額(円)		
		9時～12時30分	13時～16時30分	17時～21時
1	研修室1	300	300	300

階	研修室2	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	多目的ホール1	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>700</u>
	多目的ホール2	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>700</u>
	多目的ホール3	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>700</u>
	多目的ホール全体	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
	調理実習室	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
	陶芸室(陶芸窯室を含む。)	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
2階	会議室	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>500</u>
	和室	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	工作室	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
	音楽室	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>

(2) 運動場等

施設の区分 及び名称		使用料の区分及び額(円)	
		9時～12時30分	13時～16時30分
屋外場	多目的広	<u>400</u>	<u>400</u>

備考 これらの表を適用する場合における使用料の額については、前項第1号の表の備考の規定を適用する。

3 小山市桑市民交流センター
研修室等

階	研修室2	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
	多目的ホール1	<u>830</u>	<u>830</u>	<u>830</u>
	多目的ホール2	<u>830</u>	<u>830</u>	<u>830</u>
	多目的ホール3	<u>830</u>	<u>830</u>	<u>830</u>
	調理実習室	<u>420</u>	<u>420</u>	<u>420</u>
	陶芸室(陶芸窯室を含む。)	<u>320</u>	<u>320</u>	<u>320</u>
	会議室	<u>620</u>	<u>620</u>	<u>620</u>
2階	和室	<u>290</u>	<u>290</u>	<u>290</u>
	工作室	<u>340</u>	<u>340</u>	<u>340</u>
	音楽室	<u>320</u>	<u>320</u>	<u>320</u>

(2) 運動場等

施設の区分 及び名称		使用料の区分及び額(円)	
		9時～12時30分	13時～16時30分
屋外場	多目的広	<u>450</u>	<u>450</u>

備考 これらの表を適用する場合における使用料の額については、前項の表の備考1から3までの規定を適用する。

3 小山市桑市民交流センター
研修室等

施設の区分及び名称		使用料の区分及び額(円)		
		9時～12時30分	13時～17時	18時～21時30分
1階	多目的ホール1	400	400	400
	多目的ホール2	400	400	400
	多目的ホール3	400	400	400
	多目的ホール全体	1,100	1,100	1,100
	会議室1	400	400	400
	略			
2階	会議室2	300	300	300
	会議室3	300	300	300
	会議室4	200	200	200
	和室	200	200	200
	料理実習室	400	400	400
	工作室	300	300	300

備考

1 この表を適用する場合における使用料の額については、第1項第1号の表の備考の規定を適用する。

2 略

4 小山市大谷市民交流センター

(1)・(2) 略

備考

施設の区分及び名称		使用料の区分及び額(円)		
		9時～12時30分	13時～17時	18時～21時30分
1階	多目的ホール1	540	540	540
	多目的ホール2	540	540	540
	多目的ホール3	540	540	540
	会議室1	600	600	600
	略			
	略			
2階	会議室2	450	450	450
	会議室3	450	450	450
	会議室4	300	300	300
	和室	250	250	250
	料理実習室	460	460	460
	工作室	450	450	450

備考

1 この表を適用する場合における使用料の額については、第1項の表の備考1から3までの規定を適用する。

2 略

4 小山市大谷市民交流センター

(1)・(2) 略

備考

1 これらの表を適用する場合における使用料の額については、<u>第1項第1号の表の備考の規定</u>を適用する。 2 略	1 これらの表を適用する場合における使用料の額については、<u>第1項の表の備考1から3までの規定</u>を適用する。 2 略
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

小山市国民健康保険条例の一部改正について

小山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）が改正され、現行の被保険者証について令和 6 年 12 月 2 日から新規発行が終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行することから、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小山市国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（罰則） 第14条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。	（罰則） 第14条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

小山市保育所条例の一部改正について

小山市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

老朽化した小山市立もみじ保育所の民設民営化完了までの間の仮園舎への移転及び小山市立間々田北保育所と小山市立網戸保育所の統合に伴う新設保育所完成までの間の仮園舎への移転に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市保育所条例の一部を改正する条例

小山市保育所条例（昭和62年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(設置)		(設置)	
第2条 法第35条第3項の規定に基づく 児童福祉施設として、次のとおり保 育所を設置する。		第2条 法第35条第3項の規定に基づく 児童福祉施設として、次のとおり保 育所を設置する。	
名称	位置	名称	位置
略		略	
小山市立もみ じ保育所	小山市暁3丁目11番2号	小山市立もみ じ保育所	小山市暁3丁目10番70号
小山市立中久 喜保育所	略	小山市立中久 喜保育所	略
小山市立網戸 保育所	小山市大字網戸758番地1		
略		略	
小山市立間々 田北保育所	小山市大字間々田2, 443 番地1	小山市立間々 田北・網戸保 育所	小山市大字間々田2, 431 番地3
略		略	

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

指定管理者の指定について

小山市学童保育館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市学童保育館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提案するものである。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定期間
大谷北小第二学童保 育館	埼玉県さいたま市中央区大戸六丁目 11 番 18 号 特定非営利活動法人 三楽 理事長 遠藤 めぐみ	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで (5 年間)
【仮称】新・羽川小 学童保育館	茨城県つくばみらい市板橋 1812 番地 16 株式会社アンフィニ 代表取締役 片山 章彦	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで (5 年間)

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

栃木県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年栃木県指令市町村第 864 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（提案理由）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証等が発行されなくなることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、提案するものである。

【新旧対照表】

旧	新
別表第1（第4条関係） ○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ○<u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し ○<u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 ○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ○保険料に関する申請の受付 ○上記事務に付随する事務	別表第1（第4条関係） ○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ○<u>資格確認書等</u>の引渡し ○<u>資格確認書等</u>の返還の受付 ○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ○保険料に関する申請の受付 ○上記事務に付随する事務

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

専決第 6 号

専 決 処 分 書

市道植栽枿内の街路樹管理の瑕疵による宅内汚水枿損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 17 日

小山市長 浅 野 正 富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 6 年 4 月 15 日（月） |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市中久喜 3 丁目 3 番 33 号 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | 
 |
| 4 | 事故発生状況 | 市道植栽枿内の街路樹である桜の木の根により、宅内汚水枿を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 22,000 円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

專決第7号

專 決 処 分 書

市道管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月17日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年4月4日（木）午後8時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市城北5丁目15番地4 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 4 | 事故発生状況 | 道路上に開いた穴により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 102,905円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第8号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月17日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年3月29日（金）午後8時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字卒島976番地1 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 4 | 事故発生状況 | 道路上に開いた穴により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 13,900円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 9 号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月18日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年7月24日（月）午後4時50分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市宮本町2丁目14番18号 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 4 | 事故発生状況 | 道路に設置された道路排水用グレーチングにより、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 100,000円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第10号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月21日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年5月5日（日）午後6時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字東黒田275番地1 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 4 | 事故発生状況 | 道路上に開いた穴により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 9,750円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第11号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月28日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年3月30日（土）午前7時40分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字卒島976番地1 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 4 | 事故発生状況 | 道路上に開いた穴により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 81,228円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 1 2 号

専 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 1 7 日

小山市長 浅 野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 5 年 7 月 2 3 日（日）午後 3 時 0 0 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字雨ヶ谷新田 5 3 番地 3 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | 
 |
| 4 | 事故発生状況 | 道路に設置した縁石ブロックにより、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 1 9 1, 0 1 4 円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

專決第13号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月25日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年5月13日（月）午後11時25分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字出井1900番地 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | <div> </div> <div> </div> <div> </div> |
| 4 | 事故発生状況 | 道路上に開いた穴により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 16,054円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第14号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月1日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年5月8日（月）午後5時45分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字雨ヶ谷新田59番地 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 4 | 事故発生状況 | 道路上に開いた穴により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 29,988円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

令和 5 年度小山市一般会計継続費の精算報告について

令和 5 年度小山市一般会計継続費の精算について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

令和5年度小山市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国 県 支出金	地方債	そ の 他			国 県 支出金	地方債	そ の 他			国 県 支出金	地方債	そ の 他	
2 総 務 費	1 総 管 理 費	小 山 市 役 所 新 庁 舎 外 構 Ⅲ 期 工 事 事 業	令和 4 年度	円 69,300,000	円	円 62,300,000	円 7,000,000	円	円 37,872,000	円	円 34,000,000	円 3,872,000	円	円 31,428,000	円	円 28,300,000	円 3,128,000	円
			令和 5 年度	248,700,000		223,800,000	24,900,000		279,467,000		251,400,000	28,067,000		△ 30,767,000		△ 27,600,000	△ 3,167,000	
			計	318,000,000		286,100,000	31,900,000		317,339,000		285,400,000	31,939,000		661,000		700,000	△ 39,000	
		大 谷 地 区 中 心 施 設 整 備 事 業	令和 4 年度	155,321,000	106,550,000	39,200,000		9,571,000	151,331,000	119,264,000	22,100,000		9,967,000	3,990,000	△ 12,714,000	17,100,000		△ 396,000
			令和 5 年度	826,671,000	320,652,000	434,100,000		71,919,000	754,299,000	211,468,000	430,500,000		112,331,000	72,372,000	109,184,000	3,600,000		△ 40,412,000
			計	981,992,000	427,202,000	473,300,000		81,490,000	905,630,000	330,732,000	452,600,000		122,298,000	76,362,000	96,470,000	20,700,000		△ 40,808,000

令和 5 年度小山市下水道事業会計継続費の精算報告について

令和 5 年度小山市下水道事業会計継続費の精算について、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小山市長 浅 野 正 富

令和5年度小山市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳			
					国 県補助金	企業債	受益者負担金・分担金等	他会計負担金		国 県補助金	企業債	受益者負担金・分担金等	他会計負担金		国 県補助金	企業債	受益者負担金・分担金等	他会計負担金
1 公 共 下 水 道 業 事 本 的 出 資 支	1 建 改 良 設 費	大 行 寺 排 水 区 雨 水 幹 線 工 事	令和3年度	円 140,000,000	円 67,500,000	円 67,500,000	円 0	円 5,000,000	円 23,400,000	円 11,700,000	円 11,700,000	円 0	円 0	円 116,600,000	円 55,800,000	円 55,800,000	円 0	円 5,000,000
			令和4年度	425,000,000	212,500,000	212,500,000	0	0	436,400,000	218,200,000	218,200,000	0	0	△ 11,400,000	△ 5,700,000	△ 5,700,000	0	0
			令和5年度	331,000,000	160,500,000	160,500,000	0	10,000,000	421,311,000	209,947,000	209,900,000	0	1,464,000	△ 90,311,000	△ 49,447,000	△ 49,400,000	0	8,536,000
			計	896,000,000	440,500,000	440,500,000	0	15,000,000	881,111,000	439,847,000	439,800,000	0	1,464,000	14,889,000	653,000	700,000	0	13,536,000
		小 山 水 処 理 セ ン タ ー 更 新 工 事 (主 流 入 ゲ ー ト 更 新 工 事)	令和4年度	136,000,000	68,000,000	61,200,000	6,800,000	0	0	0	0	0	0	136,000,000	68,000,000	61,200,000	6,800,000	0
			令和5年度	296,000,000	148,000,000	133,200,000	14,800,000	0	394,000,000	197,000,000	177,300,000	19,700,000	0	△ 98,000,000	△ 49,000,000	△ 44,100,000	△ 4,900,000	0
			計	432,000,000	216,000,000	194,400,000	21,600,000	0	394,000,000	197,000,000	177,300,000	19,700,000	0	38,000,000	19,000,000	17,100,000	1,900,000	0

令和5年度小山市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

小山市長 浅野 正 富

○健全化判断比率

・実質赤字比率	該当なし【△ 8.48%】	(11.62%)
・連結実質赤字比率	該当なし【△ 37.54%】	(16.62%)
・実質公債費比率	6.1 %	(25.0 %)
・将来負担比率	73.0 %	(350.0 %)

○資金不足比率

・水道事業会計	該当なし【△292.9 %】	(20.0 %)
・下水道事業会計	該当なし【△ 38.6 %】	(20.0 %)
・テクノパーク小山南部造成事業特別会計	該当なし【△100.0 %】	(20.0 %)

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、赤字（資金不足）の場合のみの比率であり、赤字又は資金不足を生じていないため、比率は「該当なし」となった。【参考数値】の△は黒字又は資金剰余を表す。

注2 ()内は令和5年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。